

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則及び香川県立ミュージアム使用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第22号

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則及び香川県立ミュージアム使用料規則の一部を改正する規則
(香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部改正)

第1条 香川県立東山魁夷せとうち美術館規則(平成19年香川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(観覧料の免除) 第7条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については常設の展示の場合及び特別の展示の場合に係る展示室の観覧料を、第8号に該当する者については常設の展示の場合に係る展示室の観覧料を、 <u>第9号に該当する者については知事が定める観覧料を免除する。</u> (1)～(8) 略 <u>(9) 前各号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者</u> 2～8 略	(観覧料の免除) 第7条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については常設の展示の場合及び特別の展示の場合に係る展示室の観覧料を、第8号に該当する者については常設の展示の場合に係る展示室の観覧料を免除する。 (1)～(8) 略 2～8 略

(香川県立ミュージアム使用料規則の一部改正)

第2条 香川県立ミュージアム使用料規則(平成25年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(観覧料の免除) 第4条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、第8号に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び常設展示室の観覧料を、 <u>第9号に該当する者については知事が定める観覧料を免除する。</u> (1)～(8) 略 <u>(9) 前各号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者</u> 2～8 略	(観覧料の免除) 第4条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、第8号に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び常設展示室の観覧料を免除する。 (1)～(8) 略 2～8 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。